

# 5 加盟店契約違反に基づく加盟店の 購入者残債務引受責任

尾島茂樹

金沢大学教授

東京地判令2・3・17 平30(ワ)12425号 引受債務履行等請求事件 2020WLJPCA03178026

## ●——事実の概要

本件の被告である加盟店（トライク販売業者）Yは、以下のような「事業」（以下、「本件事業」という）に関与していた。事案の理解に資するので、先にこの紹介しておく。なお、トライクは登録を公示方法としない自動車に当たり（道路運送車両法3条、4条、5条1項、同法施行規則2条、同別表第1）、判決文では「本件車両」とされている。また、この加盟店について関係する判決が複数あるので、それらの認定事実を総合する。

トライクのレンタル事業者と称する者（AまたはAの代表者。以下Aとする）が以下のような一種の架空の投資話でトライクの購入を持ちかける。すなわち、購入者（顧客）がクレジット契約を用いてトライクを購入すると、そのトライクがホテル等に貸し出されることにより賃料が得られ、その賃料により購入のための割賦金が支払われ、残りが購入者の利益になる、と（「カーシェアリング有償賃貸誓約書」、「トライク買取誓約書」などと称する書面合意による）。Aの紹介でYからトライクを購入しても、実際には購入者は引渡しを受けず、またAによる貸出事業も行われ

ない。購入したとされるトライクの名義は買った購入者名義とされるものの早期にAまたはY名義とされ、Yは、すでに他に売却しているトライクを、再度、別の信販会社（この「事業」に利用された信販会社は3社であり、Yはトライクを再度売却する際、同一の信販会社を用いないようにしていた）のクレジット契約を用いて別の顧客に販売する。結局、諸判決によって認定された事実を前提とすれば、「本件事業」はY及びAがクレジット契約を利用し信販会社から立替金名目で資金を得るためのものといえる。

以下、本稿では、加盟店の債務を連帯保証した者の責任については省略し、また、信販会社に吸収合併があるが、一当事者として扱う。

信販会社XはYと加盟店契約を締結した。加盟店契約には以下のような趣旨の条項が定められていた。11条（所有権の移転）：対象取引が売買契約である場合には、目的物の所有権は、信販会社が加盟店に立替金を支払った時に加盟店から信販会社に移転し、購入者が債務を完済するまで信販会社に留保される。18条（禁止事項）：以下の行為または類似行為を行わない。(1) 加盟店の名義貸し、

(5) 立替払契約書記載の内容と異なる内容の合意または内容以外の合意をすること、(9) 不正不当な勧誘方法により立替払契約を締結させること、(11) 11条の担保権を侵害することまたは信販会社の権利を妨害すること、(14) その他、加盟店契約に違反する行為をすること。19条1項(代理店等の利用)：加盟店は、信販会社の事前の書面による承諾なく代理店を利用せず、代理店等の第三者に加盟店の名義を使用させない。20条1項(債務引受)：加盟店または代理店等に18条、19条1項違反があったとき等は、加盟店は、信販会社の請求により、当該立替払契約上の債務を重疊的に引き受け、残債務全額を直ちに一括して信販会社に支払う。

Yは、Aを介して購入を申し込んだ者らにトライクを販売し、購入者らはXと立替払契約を締結したが、購入者らはXに割賦金を支払わない。Xは、(1) 頭金の支払いがないにもかかわらず頭金の支払いがあるとYが契約書に記載した、(2) Yが実際にトライクを購入者らに引き渡さず、また同じトライクを信販会社を変えて次々に販売したことにより、Xが目的物の所在を把握することを困難にし、Xの担保権を侵害した、(3) 立替払契約はAがYの名義で行った取引である、として加盟店契約(20条1項：重疊的債務引受)に基づき、Yに対し、立替払契約上の購入者らの残債務の支払いを請求した。これに対し、Yは、加盟店契約違反を争うとともに、担保権侵害について、Xが目的物の所有名義をX名義にしなかったことについて過失相殺を主張した。

## ●——判旨

判決(以下、「本判決」という)は、Yによる担保権侵害を認め、過失相殺を認めず、Xの請求を全部認容した(上記Xの主張のうち、(1) 頭金の有無に関する契約内容の相違、(3) 名義貸しについては、判断するまでもないとした)。

「Y(……)は、本件売買契約及び本件立替払契約を結んだ後程なくして本件車両の所有名義及び占有が本件顧客からAへ移転され、このうち多くの車両について、本件取引に先立ってあるいは本件取引が完了した後に再び本件取引と同様の取引がされることを認識していたにもかかわらず、本件顧客との間で本件売買契約を結び、本件顧客とXが本件立替払契約を結ぶようにしたというのであり、このようなことからみれば、Aが上記のような枠組みによる取引を継続するに当たり、Yも、本件車両の回収、換価を困難にし、Xの留保所有権を侵害したといわなければならない。」

「以上でみたところによれば、Yは、本件取引の全てについて、本件加盟店契約18条11号に違反したものであるから、Yは、同契約20条に基づき、本件立替払契約上の債務を本件顧客と重疊的に引き受け、その残債務全額(……)を直ちに一括して支払う義務を負う。」

「Yらは、Xが本件車両につきX名義の登録をせず、本件顧客が代金の支払を終える前に登録を移す制度を採用していたことについて、これをXの過失として95%の過失相殺がされるべき旨を主張するが、……Y(……)は、本件車両の所有権がXに留保さ

れていることを認識していたにもかかわらず、これを侵害したといわなければならないのであって、このような本件取引の実態を踏まえると、Yらが主張する事由が過失相殺として考慮すべきXの過失であるということではできず、その他、Xに過失相殺として考慮すべき過失があったと認めることはできない。」

## ●——研究

### 1 はじめに

本件は、信販会社が加盟店契約違反をした加盟店に対し加盟店契約に基づき購入者の残債務の支払いを請求するものである。その法的根拠が購入者の債務の重疊的引受である点に特徴がある。加盟店契約違反がある場合に、立替金の請求に対し購入者が抗弁事由の対抗を主張するようなときには、(紛争の解決としては暫定的とはいえ) 信販会社と加盟店との間での処理に資することになる。

本判決の加盟店については、別の信販会社からの同様の事件があり、近接して判決が下されている(東京地判令2・9・29平30(ワ)23338号TKC25586066)。この判決では、信販会社は、本判決と同様の留保所有権の侵害に加え、購入者との紛議処理に関する加盟店契約上の紛議解決義務違反を主張し、いずれも認められ、請求が認容された。紛議解決義務違反については、紛議が「本件事業」それ自体に起因していることも指摘されている。また、同様に登録名義に関し加盟店から過失相殺が主張されたが、本判決同様に否定されている。

### 2 従来の裁判例

信販会社が加盟店に対し加盟店契約違反の

責任を問う判決は従来から散見された。判例誌に掲載されたものとして、たとえば、いわゆる保証委託型クレジットの加盟店契約を締結していたところ、第三者に加盟店名義を使わせたことが加盟店契約違反にあたるとして、信販会社が支払済みの販売促進費及び保証債務として履行した額について損害賠償請求をした事案がある(東京地判平11・3・31判タ1072号182頁。ただし加盟店契約違反が否定された)。また、契約内容相違(代金水増し)及び購入者に対する債務の未履行が加盟店契約違反に当たるとし、加盟店契約違反の場合に購入者の債務を重疊的に引き受けるとする加盟店契約条項に基づき、立替払契約上の残債務の支払請求を認めた事例がある(東京高判平21・12・9金判1342号49頁(その第1審判決である東京地判平21・8・26は同53頁))。その後、この種の事例は判例誌に掲載されなくなったが、判例データベースには平成20年頃から継続的に登録されている。それらの主たる争点はほぼ加盟店契約違反があるか否かという事実認定の問題である。また、請求の法的根拠は、債務不履行に基づく損害賠償請求、加盟店契約の違約金条項に基づく請求が多かった。

### 3 若干のコメント

#### (1) 重疊的債務引受条項による請求

加盟店の加盟店契約違反により信販会社が加盟店の責任を追及するための本件での法的根拠は、加盟店が購入者の残債務を重疊的に引き受けたことである。従来の裁判例では、上記のように、加盟店の責任を追及するための法的根拠には、債務不履行に基づく損害賠償請求、違約金請求、加盟店契約の内容として購入者の残債務の額及び販売促進費を請求

するものなどが多く見られる。加盟店契約の条項が損害賠償額の予定とも評価できるので、合意した契約内容の履行請求なのか、損害賠償請求なのか、事件名との関係でも判然としないものもある。以上のように、加盟店の責任を追及する諸判決の法的根拠は様々である。訴訟に現れた法的根拠は加盟店契約のあり方や当事者の争い方に依存するので、前提となる加盟店契約に鑑み信販会社にとって最も適したものが選択されたといえようか。

重疊的債務引受による請求では、債務不履行に基づく損害賠償請求に比べ、損害や因果関係の立証の負担が軽減され（加盟店の義務違反と損害の因果関係が不要である旨を明確に判示するものとして、東京地判平27・10・30平26（ワ）33650号TKC25532156。ただし「損害」という用語が妥当かは疑問）、また割賦の手数料も含めて請求できる点で信販会社に有利である（たとえば、前掲東京地判平21・8・26、東京高判平21・12・9は手数料も合わせて請求を認めている）。

なお、加盟店契約違反の場合に加盟店が購入者の残債務を重疊的に引き受けることを定める条項が加盟店にとって一方的に不利な内容であり信義則上無効であると加盟店が主張した事例がある（たとえば、東京地判平27・10・1平25（ワ）16896号TKC25531812）。この判決は、違反行為をした者に責任を負わせるのは当然であり、加盟店にとって著しく不利な、公平を欠く内容であるとは認められないとした。また、加盟店が加盟店契約締結の際の信販会社の説明義務違反を主張したが、加盟店契約締結に際し信販会社の担当者が契約条項の内容について説明しなかったとしても、加盟店は事業主であり、また条項は定型

的なものであり、加盟店基本契約書の裏面に記載されていたから、加盟店は契約書に記載されている条項について了解していたものと認められると判示している。

加盟店契約は、事業者間契約で個別交渉を前提とするものであるので、民法の定める「定型約款」（民548条の2以下）に該当しない。また約款に関する従来の考え方を前提としても、重疊的引受条項を無効とは評価できないだろう。

## （2）留保所有権侵害による加盟店契約違反

動産を売却した売主が目的物の所有権を留保しても、その目的物を買主に引き渡せば、通常は、目的物の所在を完全に把握することはできず、留保所有権の目的物が所在不明であれば回収・換価が困難となり、事実上、所有権留保は実効性を持たない。また、即時取得の可能性もある（東京地判令2・3・26平31（ワ）534号TKC25584563）。他方、登記・登録が対抗要件となっている動産については、権利の対抗それ自体については留保所有権を登記・登録することに重要な意義がある（最二判平22・6・4民集64巻4号1107頁）。ただ、この場合も、目的物の所在が不明であれば、事実上、所有権留保は実効性を持たない。結局、動産の所有権留保の実効性は、目的物の所在把握にかかっている。

先に見たように、「本件事業」は、登録制度があるとはいえ、登録が権利の対抗要件ではない動産を二重、三重に売却し、その代金を立替払契約の立替金として受領することを企図したものであり、留保所有権を有する信販会社からみれば、そもそも目的物の所在を把握することを極めて困難にするとともに第三者による即時取得の可能性を生じさせるも

のである。本件では、留保所有権侵害を認めることに異論がないと考えられる。

### (3) 契約上の履行請求と「過失相殺」

本件では、加盟店は、留保所有権を有する信販会社がトライクの登録名義人とならなかったことを過失だとして過失相殺を主張したが、本判決は過失相殺の対象となる過失ではないとした。この結論は妥当である。ただ、先に見たとおり、本件は重疊的に引き受けられた債務の履行請求であり、損害賠償請求ではない。本判決及び「はじめに」で引用した同種判決（前掲東京地判令2・9・29）は、加盟店からの「過失相殺」の主張に答え「過失相殺として考慮すべき原告の過失」であるとはいえないとした。判示の文言からは、そもそも過失相殺が問題とならないとしたのか、原告に過失相殺に相当する過失がないとしたのかが明確ではないが、仮に信販会社に何らかの義務違反があり、それに伴って請求額を減額するのであれば、損害賠償請求ではない本件のような場合、過失相殺というのはふさわしくなく、仮に請求額を減額するとすれば、信義則上の減額が問題になるのではないか。

たとえば、購入者の個別支払可能見込額調査（割賦販売法35条の3の3）及び勧誘方法調査（同35条の3の3。訪問販売等で問題となる）についての信販会社の義務違反がある場合に債務引受条項等の適用が一部制限されるべきと主張された事例（前掲東京地判平27・10・1。加盟店契約違反として、加盟店が第三者に加盟店名義を使わせたと信販会社が主張した）では、判決は、信義則上、請求額を一定程度制限するとし、信販会社の請求を2分の1に制限した。この判決では、債務

引受責任条項の性質を「契約違反に基づく損害賠償の趣旨と解される」としており、なお不明確な点も残るが、契約に基づく履行請求額を減額するのであれば、過失相殺によるのではなく、この判決のように信義則によるべきであろう（最三判平13・3・27民集55巻2号434頁も参照）。

## 4 おわりに

加盟店契約違反に基づく加盟店の責任追及を扱う諸判決では、まず事実として加盟店契約違反の有無が問題となる。他方、加盟店の責任追及の法的根拠は、加盟店契約に責任追及のための条項がなければ債務不履行に基づく損害賠償請求となるが、立証責任の軽減や請求内容に割賦手数料や販売促進費を含ませる観点から、違約金条項や本件のように重疊的債務引受条項が用いられるようになった。このような条項については、加盟店の契約違反の責任を定めるものであることも考慮され、現時点ではその有効性は疑われていない。一般論としては、事業者間契約とはいえ、要件と効果のバランスの観点から、加盟店契約における条項の妥当性、相当性には注意していく必要があるだろう。

### 【参考文献】

後藤巻則＝齋藤雅弘＝池本誠司『条解消費者三法〔第2版〕』（2021）1655頁以下、1666頁以下、1669頁以下、吉元利行『判例に学ぶ決済サービスの法務と実務』（2021）141頁以下、同「判批」CCR10号（2021）49頁以下、山本豊「改正民法の定型約款に関する規律について」深谷格ほか編『大改正時代の民法学』（2017）382頁以下、中村万里絵「判批」法学新報126巻5=6号（2019）125頁以下